平成28年6月30日 仙台市教育委員会

仙台市の震災復旧と防災対策(学校施設関連)

A 震災復旧

1. **津波被災校** 津波被災した3校については統合、廃止により再建を断念し、2校は解体 済又は解体を準備しており、残り1校は震災遺構として保存が決定している。

2. 地震被災校

①主要構造部 震災前に耐震改修工事は終了しているが、基礎地盤の沈下等により被害が大きかった学校については、改築(全面、一部)を完了している。(校舎3校、屋内運動場1校)その他構造部材に損傷があった学校については、補修により復旧を完了している。

②校庭、擁壁等 校庭の地割れ、擁壁、法面の損壊については復旧を完了している。

B 防災対策

1. 非構造部材の落下防止対策 天井材、照明器具、バスケットゴール等の対策工事は昨年度に 終了している。

2. 指定避難所となる学校施設の機能強化

- ①屋内運動場にバリアフリートイレの設置、併せて既存トイレの洋式化を推進
- ②保健室に空調設備を設置
- ③指定避難所の校舎屋上に太陽光発電システムを整備。併せてLPG発電機、LED灯光器を 増備
- ④災害用簡易組み立てトイレの備蓄量の変更
- ⑤水道本管に直結できる非常用水栓の整備
- ⑥テント式プライベートルームの整備(女性の着替え、授乳用)
- ⑦備蓄倉庫の整備
- ⑧災害時用備蓄の充実 (震災を踏まえて備蓄内容や量を見直し)
- ⑨災害時多言語表示シートを整備

3. 避難所の運営及び地域版マニュアルの作成

避難所運営は、町内会をはじめとする地域団体、避難者、市、避難所となる学校がそれぞれの役割を果たし協働で行うこととし、運営に関わる各主体が協議を行い、地域コミュニティーの事情に合わせた地域版避難所運営マニュアル作成している。また、市の体制として、避難所を市役所の各課に割り振り全庁的に対応することとし、策定した避難所運営マニュアルを基に避難所担当職員の研修を行うとともに、平時の地域版避難所運営マニュアルづくりの支援、防災訓練などを通して地域との顔の見える関係を構築している。現在は、このマニュアルに基づく訓練等を実施している。

4. 避難所の開設手順

- ①震災直後、建物の安全が確保できるまでは、一次避難所として避難者は校庭に待機。
- ②施設管理者等(教職員、指定動員職員、地域で選ばれた方・避難施設のカギを保有)が「避難所等安全確認チェックシート」にて安全を確認し、避難所を開設。 【別紙】
- ③早急に応急危険度判定士が建物の安全を確認。

C 防災教育

単に毎年の防災訓練のとどまらず、児童生徒が災害に対する正しい知識や対応方法を身に付け、自らの安全を確保できる「自助」の力を育むとともに、他の人や地域の力となれる「共助」の意識の育成を図る。

ックシート(避難所外部編) 避難所等安全確認チェ

すってくだみい。 て建物の崩壊や周辺落下物などのし,「ある」「ない」いずれかに 次の各項目について建物の崩壊や周辺危険がないか点検し,「ある」「ない」チェックを入れてください。「ある」の場合は → 以降の対応を行る

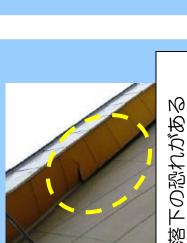
建物全体



建物の一部または 全部に崩壊がみられる

建物が一見してわかる ほど傾いている

建物の使用中止



格下の恐れがある (ガラスのひび割れ, 破損等が見られる) **口な**()な

(壁・屋根材のひび割れ、 剥落等の異常が見られる)

周辺立入禁止

₽%

▶周辺立入禁止

かり街

注意を要する事項

8 89

0入り口, 廊下など主要通路

段差が発生している

著しいひび割れや

口 () () ()

注意喚起, *程度に応じて 周辺立入禁止

<u>₩</u>



部材の著しい剥がれが 部材の著しい変形が みられる みられる。 口ない ない

建物の使用中止

₩

□ ¹% 建物周辺

地割れや地盤沈下が ▶周辺立入禁止 見られる

もすべの・がけ 調れの 恐れがある 周辺立入禁止,

建物に影響する 恐れがあれば 物の使用中止

▶避難所に危険等問題がある場合の連絡先 災害対策本部

FAX 222-7119
FAX 392-2228
FAX 291-2371
FAX 282-1152
FAX 249-1131 FAX 399-2924 FAX 375-3785 TEL 225-7211 TEL 392-2111 TEL 291-2111 TEL 282-1111 TEL 399-2111 TEL 372-3111

TEL 214-8299 このチェックシートに関する相談先 都市整備局 住環境部 建築指導課 続いて裏面「内部」の点検を 行ってください。

くがない。

(避難所内部編) クシ 3 避難所等安全確認チェ

▼以降の対応を行って 「ある」の場合は 0 ひ H 「ある」「ない」いずれかにチ か点極し、 次の各項目について落下物等の危険がない

屋内運動場



(機器の傾き,取り付け部 に腐食・破損が見られる) 落下の恐れがある ない **6**9

周辺立入禁止





- 4 -

(ピアノに転倒・移動が見 られる) 転倒又は移動がある

多多

周辺立入禁止

参考:文部科学省ガイドブック 「地震による落下物や転倒物から 子どもたちを守るために ~学校施設の非構造部材の 耐震化ガイドブック~」



(照明器具に変形・腐食等 の異常, 器具カバーのは ずれが見られる) 周辺立入禁止 腳 89

)び割れ, 剥落 (見られる)

(内装材のひ(等の異常が)

口 ない ない

落下の恐れがある

周辺立入禁止

89

□ 落下の恐れがある (天井に破損等の異常, 天 井の筋かい(水平ブレース) の破断が見られる) 禁江

落下の恐れがある (器具の傾きや取付金物 に腐食・破損、吊のワイヤーの破断が見られる) 入禁止 周辺立, あ あ

建具に変形・たわ み・ガタつきが見 られる □ % □ 周辺立入禁止 (ガラスのひび割れ, 破損等が見られる)

₩ ₩

落下の恐れがある

口 ない ない

窓使用禁止



읤 照明器具,天井,体育器具, (内壁, 照明器具, の落下が見られる)

ガラス

89

282-1152 392-228 291-2371 FAX FAX 392-2111 TEL 291-2111 282-111 国 宫城総合支所 宮城野区役所 若林区役所 青葉区役所

214-8299 Ⅱ トに関する相談先 都市整備局 住環境部 建築指導課 ′′/ このチェック

監修:宮城県建築物等地震対策推進協議会

建物内部からみた柱等の建物被害



□ ¹%

部材が曲がっている. 折れている 端部のボルトが 折れている。 外れている 建物の使用中止

 \bigcirc

0

天井等の落下がある

思

N N

下物 撤去 拠 落下物の状況により 立入禁止 又は 避難所に危険等問題がある場合の連絡先 災害対策本部

注意を要する事項

その街

375-3785 399-2924 249-1131 FAX FAX FAX TEL 247-1111 399-2111 TEL 372-3111 国 太白区役所 秋保総合支 泉区役所

作成:仙台市建築指導課